

住まい快適リフォーム助成事業補助金 よくある質問No.1

Q どのような工事が補助金の対象になりますか？

A 屋根・天井・内外壁・床といった家屋の本体をリフォームするもの
または給排水・建具等の屋内設備をリフォームするものが対象です

これまでに補助金を交付した例

- ・ 浴室をユニットバスに改修
- ・ 玄関フード、サンルーム、さしかけの設置
- ・ 屋根、外壁、軒天の改修または塗装・コーキング
- ・ 床、壁、天井材の張替

これらは必ず対象になることを約束するものではありません。
事前に問い合わせ済みでも詳細な書類審査を経て対象外となる場合があります。

Q 補助金の予算はまだありますか？

A 長門市公式ホームページで予算の残り状況を随時公開
しますのでご確認ください

インターネット検索サイトで【長門市_リフォーム_補助金】と検索
すれば「令和〇年度住まい快適リフォーム助成事業補助金」のページが
表示されます。

※ホームページ上の予算残の表示が10%を下回った時期には、まとめでの
申請が予想されます。
その際は、適時電話にて建築住宅課まで状況をお問い合わせください。

Q 最近、家のリフォームをしたのですが補助金は出ますか？

A 既に工事が終了したものについては、補助金を受けること
ができません

必ず工事に着工する前に申請してください。
また、申請書を提出したとしても補助金の交付決定通知（文書）が届くまでは
着工しないでください。

住まい快適リフォーム助成事業補助金 よくある質問No.2

Q

断熱改修工事の条件である「外気に触れる部分を断熱」とは具体的にどのような工事が必要ですか？

A

1階または平屋のダイニングの場合、壁を隔てた先が屋外である壁及び床に断熱材を設置することに加えて断熱窓にする工事です

【例】右図の家が平屋である場合、ダイニングでは赤色の壁面及び床、天井の3面に断熱材の設置が必要です
また、窓がある場合、断熱窓にする必要があります。

※その他の壁は他の部屋と接しており外気に触れていないため断熱されていると解釈します。

※2階建ての1階部分の場合は、天井は除外されます



Q

移住のため長門市内の空き家を購入してリフォームするのですが補助金を受けることができますか？

A

補助金を受けようとする家屋に1年以上居住していないと補助金を受けることは出来ません

市外からの転居（移住）に伴うリフォームを検討している場合は、長門市定住支援を担当している長門市役所企画政策課で支援制度を用意している場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ先：長門市役所 企画政策課 TEL 0837-23-1116

Q

親が居住する家屋をリフォームしたいのですが、親は補助金の申請ができません。代わりに別世帯の自分(子)が申請してもよいですか？

A

申請できません。補助金は、リフォームする家屋に居住する人かつ所有者の3親等以内の親族が申請可能です。

別居している親族名義では、補助金の申請はできません。

必ずリフォームする家屋に居住している人の名義で申請する必要があります。